

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	シュタイナー教育思想の哲学的基盤(2) : 「哲学的考察の原点」 としてのカント的認識論 <研究論文>
Author(s)	衛藤, 吉則
Citation	HABITUS , 18 : 101 - 114
Issue Date	2014-03-20
DOI	
Self DOI	10.15027/39024
URL	http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00039024
Right	
Relation	



シュタイナー教育思想の哲学的基盤(2)

—「哲学的考察の原点」としてのカント的認識論—

衛 藤 吉 則

(広島大学准教授)

第二節 カント的認識論の問題性

2. 特殊－普遍関係

シュタイナーが、認識論の構築に際し、〈経験の質的変容〉と〈理論の可変的・流動的性質〉を理由に、いかなる前提も置くべきでないとしたことは『HABITUS』(Vol.17、2013)で確認した。本項では、そうした見方の背景にあるシュタイナーの認識論的枠組みを明らかにすることで、カント的認識論との相違を示してみたい。

近代思想の多くが、カント同様、実在的領域(普遍)と主観意識の領域(特殊)を、〈認識主観の制約性〉ゆえに分断するなか、シュタイナーは、それらの統一を理論的に構造化しようとした。彼は、両領域をつぎのイメージでもって語っている。

「自己認識から世界認識が生まれる。…私たちの有限な個体は、精神的に大宇宙の連関のなかに組み込まれている。私たちの個体を超え、個体を部分として含む全体を包括するものが、私たちのなかに生きているからである。」¹⁾

「私は個体、限定された自我である。また、あるときは、私は普遍的な宇宙的な自我である。」²⁾

では、このように主客について、マイクロコスモスとマクロコスモスとの対応を構想するシュタイナーの認識論は、具体的には、いかなる〈特殊－普遍〉図式を描くのだろうか。

まず、シュタイナー論の検討に先立ち、特殊－普遍問題をめぐってなされた中世の普遍論争の論点を確認しておこう。

普遍と個物との関係理解について、「普遍論争」で問題とされたのは、①「普遍は個物の先に(universalia ante rem)」、②「普遍は個物の中に」(universalia in re)、③「普遍は個物の後に」(universalia post rem)のうち、どのスタンスが妥当かということであった。シュタイナーが支持するパラダイムは、結論から言えば、これらのうち、第一の「普遍は個物の先に」を顧慮した第二の「普遍は個物の中に」の立場であることが理解される。

それは、普遍がたんなる名称にすぎず、私たちの認識において抽象の産物として記述され得るだけとする第三の見方と異なり、普遍が時間的位階的に根源的なものとみるプラトンの立場をある意味容認する一方で、現実の事物の内に客観的な法則性や本質が理念的原型として観取し得るとするアリストテレス的な物の見方を基本とする立場といえる(カントの場合、認識論的には物自体に対して不可知論の立場を採るが、物自体が感覚を触発するという点で第一の實在論に位置づけられる)。

シュタイナーは、自らが描く〈特殊と普遍の即応関係〉について、認識論の観点からアリストテレスに着目してつぎのように述べている。

「アリストテレスにおいては、世界観への思考の浸透はすでに完結しており、…思考は、自らを源泉として世界の本质と諸事象を理解するための正当な全財産を相続している。…アリストテレスは諸存在のなかに沈潜しようとする。そして、魂がこうして沈潜していくなかで見いだすものは、彼にとっては諸々

の事物の本質そのものなのである。…アリストテレスにとっては、アイデアは諸事物と諸事象の中に存することになる。」³⁾

つまり、ここでは、プラトンのなアイデア(完全な原初存在Urwesen)はエイドスとして個物に内在し、その個物が変容しつつリアリティを体現する程度に応じて具体的普遍が実現されていくものと考えられた。しかも、そうした個物的リアリティとしてのエイドスは、均質的な時間・空間を超え、不断の生成(stetes Werden)の瞬間として、発展の瞬間として、アイデアに呼応していくことになる³⁾。加えて、このようなプロセスは、倫理的には、超越的規範が道徳的個人の意志に採用され、客観化されていくことを意味した。

したがって、普遍の内在と超越を想定するこのパラダイムは、普遍をたんなる超越とみる素朴な有神論的立場でも、普遍を全内在とみる汎神論的立場ではなく、〈内在に即してその超越をみる立場〉ということができる。換言するならば、この見方は、個物と分離された超越的普遍を前提とするのでも、個物の中に普遍がそっくりそのまま分有された静止状態や、普遍と個物とのたんなる相互関係の事実を語るのでもない。この理論においては、個物に内蔵された(あるいはいまだ不明の状態で見えていない)普遍が主体の自己運動によって「明」なるものへと展開する、という動的なパラダイムとして主客の呼応が構想されている。そして、その普遍が個物において実になる程度に応じて、個物(特殊)は益々本来の意味でその特殊性を全うするものと考えられたのである。

では、こうした関係論をふまえた場合、〈普遍－個物〉の各領域を人間認識の限界ゆえに分断するカントの学的立場は、シュタイナーによっていかに評されることになるのだろうか。

カントは〈合理性〉の根拠を認識論的に追求した。つまり、合理性を自明とする神の側からではなく、人間認識の問題として理論的な「必然性」と「厳格

な普遍性」のもとに体系づけようとした。そして、そうした理論理性の最高位に置かれたのが、感性的直観の純粹形式のもと超越論的方法によって成立する数学や自然科学であった⁴⁾。

シュタイナーは、このような高次の理性(reasoning)が、均質な時間・空間(ニュートン力学)や「経験を超えたもの」を前提として設定されていることに疑義を呈する。シュタイナーはカント同様、拡張的な総合的判断を認識の重要な働きとみなすが、高次の認識(数学や純粹自然科学)があらゆる経験から独立して獲得されねばならないとするカント的認識前提には反意を示す。彼は、認識論を創築する際、私たちが、経験とは別の仕方によって判断に到達し得るのか、あるいは経験によってのみ判断に至り得るのかということは、まったくいかなる事前の取り決めもないものとみなさなければならない、という。しかも、彼によれば、実際、偏見なく熟考するとき、そうした独立は、はじめから不可能であり、私たちの知識の対象がなんであろうと、それは、まぎれもなく、直接的で個人的な体験(Erlebnis)としていったん私たちに迫ってくる、つまり、経験(Erfahrung)となる、と明言されるのである⁵⁾。

さらに、シュタイナーは、カント的認識論に権威づけられた自然科学の方法論を採用する現代の多くの諸科学が、「客観的普遍的な真理が自然の個物の中にあるとする合理主義(普遍論争の二の立場)を採用しながら、認識に際して知覚内容の記述にとどまろうとしている(三の立場)」と指摘する。こうした二の立場から三の立場へ移行する自然科学的認識のありようは、「生き生きとした表象の麻痺化(die Herblämung)」をもたらし、そのような思考はたんに「限界体験(Grenzerlebnis)」を示すのみで、対象である自然から活力を奪い、何かをもたらすいかなる力も生みださない、と批判される⁶⁾。

また、シュタイナーは、〈生きた価値領域〉から、一般として切りとられた認識が学問の真の特性だとすれば、事物の諸連関を求める学問研究にそもそも

何の意味があるのかと、そのような知の在り方自体に根本的な疑問を投げかける。つまり、彼にとって「認識」は、人間の内的な自我衝動と分かちがたい有機的・全体的な総合を求める営為と解され、その活動はどこまでも自己意識と連動する経験の広がりの中に位置づけられるのである。この見方においては、感覚材料が私たちの前にあるだけでは認識は成立せず、そこから得られる感覚内容が、私の意識(生の衝動)を通して「一度私の前に歩み寄り」⁶⁾ことによって、認識は始まると考えられた。そこでは、知識の対象いかににかかわらず、直接的で個人的な体験として私たちに迫ってくるものが認識の契機と理解される。そうした契機を経て、認識は、主体の認識経験の拡張にともない、感覚知覚的認識から精神的認識へと一元的に質的变化を伴い連続性をもって高進していくものと理解された⁷⁾。このような認識を通して、人間は、世界過程(Weltlauf)に対して、自らの生と無関係な現象としてそれを抽象的な概念に鑄直すような「意味のない傍観者」⁸⁾ではなく、むしろ、「世界過程に能動的にかかわる共同の創造者」⁹⁾となり得ると考えられたのである。

加えて、シュタイナーによれば、そのような〈生の衝動〉から発した〈認識〉は、たんなる知の領域を超え、自己の内奥から発する「よりよく生きる」という道德意識(善意志)¹⁰⁾と結びついてはじめて真理や自由に近づき得ると考えられた。すなわち、シュタイナーにとって道德的な理念は、ある意味、受動的な立ち現れとしての性質をもつとしても、カントのいう、経験と分断された要請とはみなされず、それは、あくまで私たち自身の内的な意識や精神の変容に伴い得られる「自由の産物(Erzeugnis)」¹¹⁾として位置づけられたのである。さらに、このシュタイナーによる認識論的一元論の図式では、現象面におけるさまざまな矛盾や抵抗の事実(悪や欲望やそれらに起因する他者との軋轢など)は理論の〈分離〉をうながす要因とされず、事態の〈克服〉や〈止揚〉への契機と解された。しかも、そうした不完全な感情や意志を伴う主体による〈克服〉の

運動軸に「自由」の問題がすえられたのである。

以上が、「特殊－普遍関係」からみえてくるシュタイナーによる人智学的認識論とカント的認識論との相違である。次節では、こうした認識枠組みに基づきシュタイナーが構想する〈カント的認識論に対する克服の視点〉について言及してみたい。

第三節 カント的認識論克服の視点

1. 認識の出発点

シュタイナーは、根本学としての認識論を根源から問い直し構造化するには、まず何よりも認識のはじまりを見極めることが重要であると考えた。そのことを、シュタイナーは、ハルトマン(Eduard von Hartmann:1842-1906)の言を借り、「哲学する人間が哲学的な反省(die philosophischen Reflexion)を始めるときに前提とする意識内容とはいかなるものか」¹²⁾という問いに回答を示す必要があると述べている。

シュタイナーによれば、認識の出発点は、まったく色づけされていない、「直接に与えられた世界像(das unmittelbar gegebene Weltbilde)」¹³⁾とされる。そこには、まだ、主観と客観や客体相互の意味連関や規定性を見いだすことはできない。現実とも仮象とも、偶然とも必然とも、あるいは物質とも精神とも、物自体とも単なる表象とも判断すべきでない初発点が認識のはじまりとして、問いを開いたままただ置かれている。これまで蓄積されてきた知識や一般的な常識は、認識の開始に先立つ根拠とはみなされない。感覚的制約からもたらされる錯誤もまた感覚的事実として像を構成する。それは感覚を通してそうみえているという事実を物語るだけであり、けっして真偽を問う「誤謬(Irrtum)」とは結びつかない。さしあたり、ここでは、認識に注意を向け、「意識と私の表象との関係性」だけが示されることになる。この没価値的な関係性の提示こそ

が、形式的ではあるが認識の最初の成果として映し出されるという。

以上の見解から、シュタイナーが、「認識前提の否定」や「認識始点の無規定性」を指摘し、認識のはじめにあたり「問いは開かれた状態にするべき」と考えていることが再確認できる¹⁴⁾。では、なぜシュタイナーは認識に際して、〈固定した前提〉を置くことを徹底して否定するのだろうか。

それは、彼が、人間の認識能力は進歩し得るが、つねに発展のプロセスにあり、「完全に発達した思考力(vollentwickelte Intelligenz)」¹⁵⁾を想定することはできないと理解していたからであった。私たちの蓄積してきた経験や常識にも誤りはあるし、逆に、幻想や異常と考えられてきたもののなかに真理を見いだす可能性もあるからである。それゆえ、認識の初発において、思考は何か特徴づけられた世界像のようなものを事前に立てるべきでないとされる。「思考」は、認識が立ち現れる境界へと私たちの観察の目を導くことが最初の主たる働きとされる。

その認識が立ち現れる場所について、シュタイナーはこう語っている。〈あらゆる与えられたもの〉のうち、〈感覚的な所与となりうるもの〉と、〈「最奥の本質に従う非—所与(das seiner innersten Natur nach Nicht-Gegebene)」に通じ理解をもたらしうるもの〉とがそこにおいて分かれていく、と¹⁶⁾。ここから、シュタイナーが、認識のプロセスをたどるとき、「世界自体の内実が自己の認識活動へと入り込む場所」が所与の領域に見いだせるものと考えていることが分かる。そして、この場所を通じて、私たちは世界内容の公準(Postulat)を認識できるという。すなわち、与えられたものうちに、ゆらがない本質をもつ特定の地点に共振することで公準が開示され得ると考えているのである。しかも、シュタイナーによれば、こうした営みは、「感覚的性質(die Sinnesqualitäten)」に基づく「推論のようなもの(etwas Schlußfolgerungen)」ではなく、思考を介した内的な確からしさに満たされたものであると説明される¹⁷⁾。

では、そうしたゆらがない本質へと向かう認識、つまり、「直接に与えられた世界像」という初発の意識が、いわゆる「存在の認識(Erkenntnis des Seins)」へと至る道筋はいかに解説され得るのだろうか。さらに、問いを改めるならば、私たちは、そうした没価値的で直接的な所与としての世界像を、知覚、概念、存在、仮象、原因、結果などに位置づけたり、「私」と「私でないもの」とに区別したりできるのは何ゆえであろうか。シュタイナー自身の言葉を借用するならば、認識主体が客体へ飛び移る「踏み切り板(Sprungbrett)」¹⁸⁾はどこにあるのだろうか。それについて、シュタイナーはつぎのように説明している。

事実を記述し(beschreiben)説明することから、理解し(begreifen)自ら概念を創出することに至り得るのは、形式的に「与えられたもの」のうちに、認識の始点となる何らかの力が働くからである、と¹⁹⁾。しかし、シュタイナーは、「所与の世界像」を受動的に視るだけでは、認識主体から客体への〈渡し〉の契機は生じえないし、そうした力は見いだせないという。私たちが世界像の未知な部分を創造的に生み出すことができるのは、「私たちがそれらを体験したいと望むとき(wenn wir sie erleben wollen)」²⁰⁾である、とされる。つまり、〈認識衝動(意志)〉が自らのうちに働きはじめることによって、創造的な客観領域へ踏み入るプロセスが開始されるのである。そして、この認識衝動としての意識の変容の先に、事実記述とは別の、創造的な認識(思考)形式である「知的観照(die intellektuelle Anschauung)」、さらには「直観(Intuition)」が働き始めるという。「踏み台」とは、まさに思考の高次の形式であるこの「知的観照」ならびに「直観」をさすのである。

一方、カントは、「思考」が対象にのみ関連づけられており、それ自身に究極的な存在認識のはたらきをみることはなかった。それゆえ、カント以降、認識科学を主張する立場は、思考に本質理解の能力をみることはなく、人間の能力としての「知的直観」も否定され、そうした能力は神の所有するものと解さ

れた。

だが、シュタイナーにとって、自己の創造的な認識衝動に発する思考体験は、人間の認識行為の本質とされ、それを通じて感覚的な制約が克服され、私たちは存在認識へと向かうことができるものと考えられた。そして、そのような感覚から独立した高次の思考作用(=知的直観)こそが、所与(Sense-dataとしての事実)と非所与(内観的理解)の内に完全に純粋な概念的実体の〈立ち現れ〉を促し、公準としての理念を描き得るものとされた²¹⁾。

では、ひきつづき次節では、「所与」と「所与を超え出たもの」が思考作用によっていかに理念を生み出していくのかについてみていくことにしよう。

2. 「所与」と「所与を超え出たもの」をつなぐ「思考」

ここまでみてきたように、シュタイナーは、「所与の世界像」のうちに、感覚的な事実の記述領域にとどまる「所与」と、認識衝動を起点とする知的直観によって創造的な理念(概念)を生み出す理解領域としての「所与を超え出たもの」とが内的に区別可能とした。そして、彼によれば、こうした知識の形成をめぐる認識の分断は、さらなる過程を経て再統一されていくという。

そうした分断をふたたび高い段階で再構成する働きを担うものこそが、彼のいう「所与世界を超えた思考(das Denken über die gegebene Welt)」となる。つまり、感覚の制約を超えた「思考に浸された世界観察(die denkende Weltbetrachtung)」において、知識の二つの部分(「所与」と「所与を超え出たもの」)が結びつけられるというのである²²⁾。

また、シュタイナーは、「私たちが認識する」といえるためには、〈窓口として私たち個々人の能力〉を介して、かつ〈現実の所与についての認識行為〉を通して、世界内容を〈創造的〉に産出する場合でなくてはならないと語る。なぜなら、1. 所与のうちにあらかじめ刷り込まれた世界内容を元に分析・解読

する仕方、2. 現実の所与とは別に私たち自身の側から完全なる世界内容を生み出し得ると考える立場、さらには、3. 真実在が外からの啓示や要請としてしか私たちに与えられないとする物の見方においては、認識は抽象的で偏ったものにとどまり、現実的で普遍的な力をもちえないと考えられたからである。シュタイナーにおける認識論は、私たち自身を窓口とし、自己の認識レベルの変容の程度に応じて客観世界が開示されるという具体的普遍の構造をもつ。「現実の所与」と「所与を超え出たもの」を主体的な〈思考〉において統合する作用こそが、その意義にかなう、現実的で創造的な認識作用と理解されたのである。では、具体的に、彼のいう「思考」はいかなる作用を有するものとして語られるのだろうか。

シュタイナーによれば、「思考」は世界像の内容を整理し知識を伝える作用であるとされる²³⁾。論理学が、ゆらがない思考形式の記述であり証明された学問であるとすれば、思考は、そうした論理的な確実さに導く作用を本質としていう。それゆえ、思考自体は証明の対象とはならないとされる(なぜならば証明はすでに思考を前提としているからという)。具体的には、「思考」は、混沌とした所与の世界像のうちに観念的に確実な個々の部分を見だし、それらの関係性をつかみとり、体系づけていくものとされる。つまり、〈流れて移り変わり得るもの〉ではなく、〈ゆらがない何か〉を、あらゆる角度から導き出すことに努めるのである。この営みにおいては、あらかじめ思考と所与の統合した世界内容があるのではなく、所与の世界像は、思考によって創造的にもたらされた「間接的な所与存在」を通してはじめて現実的なものとして形成されるのである。このような思考を介した間接的現実性の内実を理解するためには、シュタイナーのいう「思考の総合作用」と、カントの「統覚の総合的統一(synthetische Einheit der Apperzeption)」との関係をここで比較・検討しておく必要があるだろう。

シュタイナーは、「統覚の総合的統一」を「ア・プリオリな客観法則」と直結するカント的な見方(数学や純粋自然科学の例)に対して、明確に自己の立場と一線を画す。シュタイナーにとって「思考」は、超越論的でも絶対的でもなく、現実の内省行為における〈新たな角度からの洞察〉や〈思考そのものの純化〉によって感覚的な制約を漸次克服するものとして構想され、その高進の程度に応じて「合法則性の形相(die Form der Gesetzmäßigkeit)」が思考の内に立ち現われるものとされた。すなわち、彼のいう「思考」は、固定した普遍を前提とせず、つねに不完全な感覚存在の主體的・創造的変容のもとで考えられるのである。こうした「不完全」と「変容」を旨とする〈思考内容の一元論〉の特徴についてシュタイナーはこう説明している。

「一元論は、人間が素朴実在的に制約されるという事実を無視しない。一元論は、人間を人生のどの瞬間にも存在全体を開示できるような完結した所産とみなさない。…一元論は、人間の中に発展する存在を認める」²⁴⁾。

この記述から、彼の認識論は、固定した普遍を前提とせず、思考を軸に、つねに不完全な感覚存在の創造的な変容の可能性を追求しつづける理論といえることができる。ここにおいては、認識に際する感覚的経験と理念認識としての思考体験は、科学-形而上学といった学問的分化を意味せず、精神の発達という系〈=知のヒエラルキー〉の連続性のもとでの〈意識レベルの拡大〉に位置づけられ、両者の相違は同一系における位相の問題とされるのである。そして、以上の構造を支持するゆえ、シュタイナーは、カントの理論理性におけるア・プリオリな総合的判断に対して、認識(Erkenntnisse)というよりも要請であると評し、数学や自然科学は経験的認識の枠内で論じられるべきと説くのであった²⁵⁾。

おわりに

本論文では、シュタイナーによるカント的認識論へのスタンスを人智学的認識論の構造特徴をふまえ考察してきた。それによれば、シュタイナーの人智学的認識論は、「前提のない開かれた認識論」として成立し、「内在に即してその超越をみる立場」ということができる。具体的には、この立場では、特殊(個)に内蔵された(あるいはいまだ「不明」の状態で顕現していない)普遍を、自我の認識衝動を初発とする思考作用を通した主体の自己運動によって「明」なるものへと展開する、という動的なパラダイムとして主客の呼応が構想されていた。しかも、そこで展開される所与と思考の総合の営みは〈現実的な歩み〉とされ、それゆえ、自己自身の特性は失われることはなく、変容のレベルに応じて自らの内にリアリティを体現していくものとされた。すなわち、このパラダイムでは、特殊(個)の内に普遍が実になる程度に応じてその特殊(個)は益々本来の意味でその特殊性を全うするものと考えられたのである。よって、シュタイナーの認識論が採用する〈特殊－普遍〉関係は、特殊(個)を窓口とした主体変容〈生成Werden〉の先に現実的で具体的な普遍の実現をめざす立場といえる。

シュタイナーは15歳の実業中等学校の時、カントの『純粹理性批判』に出会い、それ以来、哲学的な思索の道を歩みはじめる。ただ、本論で確認したように、カント哲学についての考察の先に、自らが抱く「不可視の本質」と「可視の事実」の総合を保証する理論を見いだすことはできなかった。その総合の窓口は、ウィーン工科大学時代におけるゲーテ的認識論との出会いを待たなければならなかった。

註

- 1) Steiner,R., *Die Mystik im Aufgange des neuzeitlichen Geisteslebens und ihr Verhältnis zur modernen Weltanschauung*, Berlin, 1901,S.27.

- 2) a.a.O.,S.30.
- 3) a.a.O.,S.248-249.
- 4) カントは形而上学に根拠を置く合理論の見方の独断的誤謬をヒューム論によって気づかされることになる。ヒュームは、“*An enquiry concerning human understanding*”(1748)の中で、推論reasonの対象には、Relation of Idea(観念の関係)とMatters of fact(事実の問題)があると規定する。前者は、直観的であれ論証的であれ確かであるような主張であり、たんなる思考操作によって確実なものを発見する数学(幾何・代数・算術)が例としてあげられる。後者の推論は、原因と結果の関連に基づきア・ポステリオリな観察・類比によって見いだされるものであるとされた。ただし、カントの物自体同様、一般的な原因の原因(究極の源泉)には到達できず、私たちの好奇心や探究から閉め出されるとした。*An Enquiry Concerning Human Understanding* (1772) . Hackett Publication Co. 1993; Chapter on Cause and Effect.
- 5) Steiner,R. *Wahrheit und Wissenschaft*. Dornach 1892, S.30.
- 6) Steiner,R 1901, S.27.
- 7) Steiner,R. 1892, S.9.
- 8) a.a.O.,S.12.
- 9) Ebenda
- 10) シュタイナーは、意志が、本能(Instinkt)、衝動(Trieb)、欲望(Begierde)、動機(Motiv)へと高まり、道徳的萌芽である希望(Wunsh)、意図・決心(Vorsatz)を経て、高次の意志である決意(Entschluß)に至るとする。
- 11) Steiner,R. 1892, S.12.
- 12) a.a.O.,S.51. Hartmann: *Das Grundproblem der Erkenntnistheorie*, S.1.
- 13) a.a.O.,S.49
- 14) シュタイナー派の教育学者シュナイダー,P.と反シュタイナー派に立つ教育科学者ウルリヒとの論争点であった「無前提な認識論」の内実は、この「認識前提の否定」や「思考の無制約性」といった物の見方に依拠する。ただし、シュタイナー論を擁護するシュナイダー,P.は、これらの論拠について認識の問題とは別であると主張している。しかし、本論での考察に従うならば、シュタイナーの認識論はまさにこの「開かれた認識」という見方を承認することによって成立するものであることが理解される。
- 15) a.a.O.,S.51
- 16) a.a.O.,S.57
- 17) a.a.O.,S.59
- 18) a.a.O.,S.55
- 19) a.a.O.,S.56-S.57
- 20) a.a.O.,S.60

シュタイナー教育思想の哲学的基盤(2)

- 21) シュタイナーは、概念(Begriff)を、それによって知覚のかかわりを欠いた諸要素がある統一へと結びつけられるような規則(Regel)と定義づけている。その見方に基づけば、因果関係(Kausalität)は概念となる。一方、理念(Idee)は、より包括的な内容を伴った概念と規定される。有機体(Organismus)は抽象的に把握された理念の一例とされる。a.a.O.,S.60
- 22) a.a.O.,S.62
- 23) Ebenda.
- 24) Steiner,R. *Die Philosophie der Freiheit. Grundzüge einer modernen Weltanschauung.* Dornach 1987, S.180.
- 25) Steiner,R. 1892,,S.67.